

子ども・子育て支援新制度の実施に伴う

仮利用者負担額（仮保育料）の検討について

平成26年10月10日
奈良市保育所・幼稚園課

1 経過

国では、新制度における利用者負担額（保育料）について、平成27年度の予算編成の過程において決定する公定価格に基づき国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が決定するものとしています。

しかし、国が上限額を決定する時期については、平成27年2月頃と想定されており、それでは利用者負担額が決まらないまま各市町村の平成27年度の入園募集を行うことになり、支障が生じることから、国では公定価格の仮単価を本年6月に公表するとともに、その後の子ども・子育て会議で検討が進められ、「利用者負担のイメージ」として資料提供されました。

そこで、多くの市町村では「利用者負担のイメージ」をもとに、仮利用者負担額（仮保育料）を算出し、入園募集における判断材料として住民に提供しようと準備しています。

本市でも、市立の幼稚園、保育所、認定こども園において11月から平成27年度の園児募集を始めることとなりますので、仮利用者負担額を算出し、募集要項と合わせて資料提供したいと考えています。

なお、正式な利用者負担額につきましては、国の公定価格の決定後、平成27年度の予算編成の中で内容を決定するとともに、公立施設については、利用者負担額の徴収根拠および内容を条例制定することが求められていることから、3月議会に条例案を提出することになります。

2 新制度における国の利用者負担額の考え方

国では、次の原則により、実施主体である市町村が利用者負担額を定めるとしています。

- ① 世帯の所得の状況にその他の事情を勘案して定める。…所得による応能負担
- ② 国が定める水準を限度として定める。…「利用者負担のイメージ」を仮水準に
- ③ 現行の利用者負担の水準を基に定める。…市町村の現行の実態に応じて

また、国では「利用者負担のイメージ」を作成するにあたり、平成25年2月に全国の幼稚園、保育所等の経営実態調査（抽出）を実施しており、それをもとに私立幼稚園と保育所について利用者負担の上限額を設定しています。

実際に示された利用者負担の上限額は、おおむね現行の私立幼稚園・保育所の実質的な利用者負担の水準と同程度とされています。

なお、市立幼稚園については、利用者負担の上限額が示されておらず、国の定める私立幼稚園の利用者負担の水準、現状の費用の実態、公立施設としての役割、意義、公私間のバランス等を考慮し、設置者かつ財源負担者の市が定めることとなっています。

3 新制度における国の利用者負担のイメージ

(1) 新制度において利用者負担額の設定が必要な区分

認定区分	対象	利用可能な施設・事業	国水準の考え方
1号認定 (教育標準時間認定)	3歳以上 教育のみ	認定こども園 幼稚園	現行の私立幼稚園の利用者負担の水準を基本
2号認定 (保育標準時間認定)	3歳以上 保育が必要	認定こども園 保育所	現行の保育制度の利用者負担を基本
2号認定 (保育短時間認定)			2号認定の保育標準時間の98.3%を基本
3号認定 (保育標準時間認定)	3歳未満 保育が必要	認定こども園 保育所 地域型保育事業 (小規模保育事業等)	現行の保育制度の利用者負担を基本
3号認定 (保育短時間認定)			3号認定の保育標準時間の98.3%を基本

(2) 1号認定(教育標準時間認定)を受けた子どもの利用者負担のイメージ(月額)

現行の利用者負担の水準は、保育料から就園奨励費補助額を差し引いた額としている。

【国の現行】私立幼稚園の利用者負担の水準

階層区分	推定年収	現行の保育料
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	~270万円	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	~360万円	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	~680万円	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,200円以上	680万円~	25,700円

【国の新制度】

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	0円
②市町村民税 非課税世帯 (市町村民税所得割 非課税世帯含む)	9,100円
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下	16,100円
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下	20,500円
⑤市町村民税 所得割課税額 211,200円以上	25,700円

現行を
基本



ただし、給付
単価を限度
とする

※ 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

※ なお、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる。

(3) 2号認定（保育認定満3歳以上）を受けた子どもの利用者負担のイメージ（月額）

【国の現行】

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯	～260万円	6,000円
③市町村民税 課税世帯	～330万円	16,500円
④所得税額 40,000円未満	～470万円	27,000円
⑤所得税額 103,000円未満	～640万円	41,500円
⑥所得税額 413,000円未満	～930万円	58,000円
⑦所得税額 734,000円未満	～1130万円	77,000円
⑧所得税額 734,000円以上	1130万円～	101,000円

現行を基本



ただし、
給付単価
を限度とする

【国の新制度】短時間は標準の98.3%を基本

階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	6,000円	6,000円
③所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円
④所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円

※小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

(4) 3号認定（保育認定満3歳未満）を受けた子どもの利用者負担のイメージ（月額）

【国の現行】

階層区分	推定年収	現行の費用徴収基準
①生活保護世帯	—	0円
②市町村民税 非課税世帯	～260万円	9,000円
③市町村民税 課税世帯	～330万円	19,500円
④所得税額 40,000円未満	～470万円	30,000円
⑤所得税額 103,000円未満	～640万円	44,500円
⑥所得税額 413,000円未満	～930万円	61,000円
⑦所得税額 734,000円未満	～1130万円	80,000円
⑧所得税額 734,000円以上	1130万円～	104,000円

現行を基本



ただし、
給付単価
を限度とする

【国の新制度】短時間は標準の98.3%を基本

階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯	9,000円	9,000円
③所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円
④所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円
⑤所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円
⑥所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円
⑦所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円
⑧所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円

※小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

(5) 低所得世帯等の減免規定の取り扱い

現行の保育所における取り扱いを踏まえ、教育標準時間認定・保育認定を受ける子ども
ものいずれ場合についても、同様に軽減措置を実施。

○基準額上、第2・3階層で以下に該当する世帯の場合を対象に軽減措置を実施。

(対象世帯)

母子世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保
護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)

(軽減額)

上記の世帯に該当する場合は、右欄の基準額表を適用。

<教育標準時間認定>

階層区分	定義	利用者負担額	⇒	利用者負担額		
第2階層	市町村民税非課税世帯(市町村民 税所得割非課税世帯含む)	9,100円		0円		
第3階層	所得割課税額77,100円以下	16,100円		15,100円		

<保育認定>

(3歳以上児)

階層区分	定義	利用者負担額		⇒	利用者負担額	
		保育 標準時間	保育 短時間		保育 標準時間	保育 短時間
第2階層	市町村民税非課税世帯	6,000円	6,000円	0円	0円	
第3階層	所得割課税額48,600円 未満	16,500円	16,300円	15,500円	15,300円	

(3歳未満児)

階層区分	定義	利用者負担額		⇒	利用者負担額	
		保育 標準時間	保育 短時間		保育 標準時間	保育 短時間
第2階層	市町村民税非課税世帯	9,000円	9,000円	0円	0円	
第3階層	所得割課税額48,600円 未満	19,500円	19,300円	18,500円	18,300円	

(6) 国の新制度の利用者負担設定の特徴について

- ① 満3歳以上利用に係る1号認定と2号認定の利用者負担額の設定を比較すると、非課税世帯では、1号認定（幼稚園）より長時間の保育で給食の副食材料費が込みになっている2号認定（保育所）が6,000円に対して、1号認定（幼稚園）は9,100円と高額の設定になっていること。
- ② 階層区分は2号認定（保育所）が8段階、1号認定（幼稚園）が5段階の違いがあり、最高額の区分が、1号認定（幼稚園）が年収680万円以上であるのに対して、2号認定（保育所）では、さらにその上に3つの階層区分が積み増しされている。
- ③ 2号・3号認定（保育所）の保育標準時間（11時間）と保育短時間（8時間）の利用者負担額の差が、1.7%になっている。
- ④ 1号認定（幼稚園）については、私立幼稚園の現行の水準を基本にしているため、市立幼稚園の現行の水準と大きな隔たりがある。

4 本市の現行の利用者負担について

(1) 幼稚園

① 私立幼稚園 (15 園)

各園が独自に入園料、保育料を定めています。

【入園料】 30,000 円～100,000 円

【保育料】 月額 13,000 円～39,200 円

なお、保育料は一律となっていますが、幼稚園就園奨励費により、一旦保育料を支払った後に所得に応じた補助額を受け取れますことから、実質は所得による応能負担と同じであると考えられます。

【参考資料】 私立幼稚園入園料・保育料等 (平成 26 年度)

	幼稚園名	入園料 A	月額保育料 B	利用者負担額	施設費等(月額) C	利用者負担額 2
				A(月割り)+B		A(月割り)+B+C
1	学園前ネオポリス	30,000	13,000	13,833	3,000	16,833
2	ひかり	40,000	18,500	19,611	0	19,611
3	帝塚山	100,000	39,200	41,978	4,167	41,978
4	登美が丘カトリック	35,000	14,500	15,472	0	15,472
5	東大寺学園	50,000	13,000	14,389	10,000	24,389
6	奈良育英	40,000	24,000	25,111	1,556	26,111
7	西大寺	40,000	16,000	17,111	2,000	19,111
8	奈良保育学院附属	30,000	23,000	23,833	678	24,511
9	奈良大学附属	30,000	13,500	14,333	7,278	21,611
10	親愛	60,000	25,000	26,667	0	26,667
11	いさがわ	40,000	14,000	15,111	2,000	17,111
12	愛染	40,000	15,000	16,111	3,200	19,311
13	奈良カトリック	50,000	15,000	16,389	7,000	23,389
14	奈良学園	100,000	20,000	22,778	13,333	36,111
15	近畿大学附属	100,000	30,000	32,778	8,333	41,111
	平均月額	1,454	19,580	21,034	4,169	25,203

② 市立幼稚園 (35 園：幼稚園型認定こども園 4 園を含む)

地方交付税の算定基礎数値をもとにした一律の保育料を条例で定めています。

【入園料】 5,650 円

【保育料】 月額 6,300 円

なお、直近の改定は平成 20 年 4 月 1 日となっています。また、市民税非課税世帯等に対しての 20,000 円の減免措置があり、完全に一律の保育料になっていません。

(2) 私立・市立保育所(私立 27 園、市立 19 園：保育所型認定こども園私立 3 園、市立 1 園を含む)

保育料は、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」の通知に基づき、公私立とも同額で、所得、年齢に応じて市が定めている。なお、通知により示された国の基準額はあるが、その一方で保育料は保育単価（実際にかかる費用）を限度額とするとされており、実際は、国が示す基準額まで保育料を上げられない仕組みとなっています。なお、本市では平均すると国基準の約 65%の利用者負担額となっています。

平成 26 年度保育所保育料 は保育単価をもとに算出している部分

《参考》本市の保育単価は 3 歳未満児（82,730 円）、3 歳児（32,870 円）、4 歳児以上（26,200 円）

国階層	市階層	定義	国基準（月額）		市保育料（月額）		
			3 歳未満	3 歳以上	3 歳未満児	3 歳児	4 歳児以上
1	A	生活保護世帯	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
2	B	市町村民税非課税世帯	9,000 円	6,000 円	0 円	0 円	0 円
3	C	市町村民税課税世帯	19,500 円	16,500 円	7,000 円	5,000 円	5,000 円
4	D 1	15,000 円未満	30,000 円	27,000 円	12,100 円	8,800 円	8,800 円
	D 2	15,000 円以上 40,000 円未満			19,900 円	15,500 円	15,500 円
5	D 3	40,000 円以上 60,000 円未満	44,500 円	41,500 円	28,700 円	17,700 円	17,700 円
	D 4	60,000 円以上 103,000 円未満			38,600 円	19,900 円	19,900 円
6	D 5	103,000 円以上 413,000 円未満	61,000 円	58,000 円	47,500 円	24,300 円	22,100 円
7	D 6	413,000 円以上 734,000 円未満	80,000 円	77,000 円	53,000 円	26,500 円	24,300 円
8	D 7	734,000 円以上	104,000 円	101,000 円	58,000 円	28,700 円	25,400 円

子ども・子育て支援新制度の実施に伴う

奈良市の仮利用者負担額（仮保育料）案について

平成 26 年 10 月 10 日
奈良市保育所・幼稚園課

1 市の利用者負担額設定にあたっての基本的な考え方

1号・2号・3号共通事項

- ①市の現行の状況から、国が示した利用者負担額のイメージを基本として考える。
- ②公私立の施設間での保護者の負担額の差をなくす。
- ③1号の階層区分と2, 3号の階層区分を統合し、全体として階層区分を10段階から12段階とし、1号から3号までの保育料の関連を持たせる。
- ④給付単価を限度額とする。
- ⑤所得税から市町村民税を階層区分の基礎とする。
- ⑥利用者負担に係る所得階層切替時期が現行の4月から9月となり、8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額により決定される。

1号（教育標準時間認定の子ども）について

- ①1号認定（幼稚園）の負担額が、2号認定（保育所）を上回らないように設定する。
- ②1号認定（幼稚園）については、市立幼稚園が今後、市立こども園に移行していくにあたって、私立幼稚園と同様の教育・保育が提供できる（3年保育、給食、預かり保育、保育室の空調など）と考えられることから、公私共に同じ利用者負担とするが、現状の市立幼稚園の現状や急激な負担増となることから一定の経過措置を検討する。

2号・3号（保育認定を受けた子ども）について

- ①2・3号認定（保育所）については、3歳未満・3歳・4歳以上の3段階から、国の区分にあわせて、3歳未満と3歳以上の2段階に変更する。
- ②保育標準時間と保育短時間の差については、国の示す率を基本として考える。（保育短時間の料金は保育標準時間の△1.7%）
- ③2・3号認定については、平成21年度包括外部監査から、「他の中核市等の水準にあわせて、保育料の引き上げについて検討すべきである」との指摘があり、新制度の実施に合わせて、適正な保育料となるように、中核市や近隣市の現行の状況を参考に見直す。（資料2-1、2-2、2-3、2-4）市民税非課税世帯については、有料とするが、経過措置を検討するものとする。
- ④3号認定の地域型保育給付の利用者負担額については、現行では施設型と運営状況に差があると考えられるので、別途3号認定の利用者負担額を基本として設定する。

以上の基本的な考え方を基に、次のとおり保育料の設定をしていきます。

2 新制度における奈良市の利用者負担額（案）

(1) 3号認定(保育認定満3歳未満)を受けた子どもの保育料(月額)案 【国基準 67.5%】

- ① 1～3号認定の整合性を図るため階層の数を10階層から12階層にした。
- ② 新たに市民税非課税世帯に保育料を設定した。主食・副食費相当分と考える。

(資料2-9)

- ③ 奈良市の特に特徴があると思われる現行の階層を上げた。

⇒ 結果、資料グラフの階段のひずみが一部修正され、算定すると、国基準徴収額の、67.5%になった。(中核市平均は70.8%)

【3号認定】(案)

階層区分			推定年収	保育料(月額)				
国	市(案)			国基準		市現行	市(案)	
				保育標準時間	保育短時間		保育標準時間	保育短時間
1	A	生活保護世帯等	—	0円	0円	0円		
2	B	市民税非課税世帯	～260万円	9,000円	9,000円	0円		
3	C	所得割額 48,600円未満	～330万円	19,500円	19,300円	7,000円		
4	D1	所得割額 67,000円未満	～380万円	30,000円	27,000円	12,100円		
	D2	所得割額 77,100円未満	～410万円			19,900円		
	D3	所得割額 97,000円未満	～470万円					
5	D4	所得割額 133,000円未満	～550万円	44,500円	43,900円	28,700円		
	D5	所得割額 169,000円未満	～640万円			38,600円		
6	D6	所得割額 211,200円未満	～740万円	61,000円	60,100円	47,500円		
	D7	所得割額 301,000円未満	～930万円					
7	D8	所得割額 397,000円未満	～1130万円	80,000円	78,800円	53,000円		
8	D9	所得割額 397,000円以上	1130万円～	104,000円	102,400円	58,000円		

(2) 2号認定(保育認定満3歳以上)を受けた子どもの保育料(月額)案 【国基準 67.5%】

①1～3号認定の整合性を図るため階層の数を10階層から12階層にした。

②新たに市民税非課税世帯に保育料を設定した。副食相当分と考える。

③3歳、4歳以上の2区分を、国基準通り1つにまとめた。

④ 奈良市の特に特徴があると思われる現行階層の階層を上げた。

⇒ 結果、階段のひずみが一部修正され、算定すると、国基準徴収額の67.5%になった。

(中核市平均は70.8%)

【2号認定】(案)

階層区分			推定年収	保育料(月額)				
国	市(案)			国基準		市現行の3歳以上の 3年平均	市(案)	
				保育標準時間	保育短時間		保育標準時間	保育短時間
1	A	生活保護世帯等	—	0円	0円	0円		
2	B	市民税非課税世帯	～260万円	6,000円	6,000円	0円		
3	C	所得割額 48,600円未満	～330万円	16,500円	16,300円	5,000円		
4	D1	所得割額 67,000円未満	～380万円	27,000円	26,600円	8,800円		
	D2	所得割額 77,100円未満	～410万円			15,500円		
	D3	所得割額 97,000円未満	～470万円					
5	D4	所得割額 133,000円未満	～550万円	41,500円	40,900円	17,700円		
	D5	所得割額 169,000円未満	～640万円			19,900円		
6	D6	所得割額 211,200円未満	～740万円	58,000円	57,100円	22,800円		
	D7	所得割額 301,000円未満	～930万円					
7	D8	所得割額 397,000円未満	～1130万円	77,000円	75,800円	25,000円		
8	D9	所得割額 397,000円以上	1130万円～	101,000円	99,400円	26,200円		

D9の保育料は計算上では、26,500円となり、給付単価の制限の影響を受ける

給付単価：限度額(171名以上定員)
26,200円

(3) 1号認定（教育標準時間認定：満3歳以上）を受けた子どもの保育料（月額）案

①案 市内私立幼稚園の現行並みをもとに算出

市内私立幼稚園の現行の水準は、資料1の【参考資料】によると国基準と同程度と考えられることから、2号認定の保育短時間（8時間）の保育料の1.7%減を基本に設定した。
しかし、現行市立幼稚園の保育料の格差が大きく、利用者の理解が困難と予想される

2号・3号の階層区分			推定年収	国基準		市現行 (公立)	市(案)		
国	市(案)			1号の階層区分		保育料	入園料(月割)+ 月額保育料	2号認定 保育短時間	1号認定
1	A	生活保護世帯等	—	1	生活保護世帯等	0	4,868		
2	B	市民税非課税世帯	～260万円	2	市民税非課税世帯 (市民税所得割非課税世帯含む)	9,100	6,535		
3	C	所得割額 48,600円未満	～330万円	3	所得割額 77,100円未満	16,100			
4	D1	所得割額 67,000円未満	～380万円						
	D2	所得割額 77,100円未満	～410万円						
	D3	所得割額 97,000円未満	～470万円						
5	D4	所得割額 133,000円未満	～550万円	4	所得割額 211,200円未満	20,500			
	D5	所得割額 169,000円未満	～640万円						
6	D6	所得割額 211,200円未満	～740万円	5	所得割額 211,200円以上	25,700			
	D7	所得割額 301,000円未満	～930万円						
7	D8	所得割額 397,000円未満	～1130万円						
8	D9	所得割額 397,000円以上	1130万円～						

②案 ①案は現行の公立幼稚園の保育料との格差が大きいため、市内私立幼稚園のうち保育料等が高額な幼稚園3園を除いて、国基準の考え方に沿い、保育料の設定をする。
また、2号認定の保育短時間（8時間）の保育料を超えないように配慮する。

2号・3号の階層区分			推定年収	国基準		市現行	市(案)		国の%
国	市(案)			1号の階層区分		保育料	入園料(月割)+ 月額保育料	2号認定	
1	A	生活保護世帯等	—	1	生活保護世帯等	0	4,868		
2	B	市民税非課税世帯	～260万円	2	市民税非課税世帯 市民税所得割非課税世帯含む	9,100	6,535		
3	C	所得割額 48,600円未満	～330万円	3	所得割額 77,100円未満	16,100			
4	D1	所得割額 67,000円未満	～380万円						
	D2	所得割額 77,100円未満	～410万円						
	D3	所得割額 97,000円未満	～470万円						
5	D4	所得割額 133,000円未満	～550万円	4	所得割額 211,200円未満	20,500			
	D5	所得割額 169,000円未満	～640万円						
6	D6	所得割額 211,200円未満	～740万円	5	所得割額 211,200円以上	25,700			
	D7	所得割額 301,000円未満	～930万円						
7	D8	所得割額 397,000円未満	～1130万円						
8	D9	所得割額 397,000円以上	1130万円～						

3 国の軽減措置について

(1) 国軽減措置制度を踏まえた母子世帯等への軽減措置

市民税非課税世帯の母子世帯等は0円とし、それ以外の対象となる階層は、減額する。

(2) 多子軽減について

(1号) 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

(2号・3号) 小学校就学前の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

4 本市における経過措置について

(1) 2号・3号の保育料については、負担増となることから一定の経過措置を今後検討する。

(2) 私立幼稚園の1号について

現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で国が定める経過措置を講ずる。

(3) 公立幼稚園・認定こども園と私立幼稚園ともに同じ利用者負担額の考え方にたっています。なお、現行の市立幼稚園及び市立認定こども園の利用者負担は、私立幼稚園とかい離しているため、保護者負担の急激な変化を緩和する観点から、一定期間、現行の保育料等に相当する額となるように、経過措置を検討します。

5 本市における子ども・子育て支援新制度にかかる仮利用者負担額について

別紙のとおり

資料2別添

仮利用者負担額（仮保育料）案 参考資料集

平成26年10月10日
奈良市子ども未来部 保育所・幼稚園課

県庁所在地・政令指定都市・中核市保育料ランキング
(国基準に対する徴収割合)

県庁所在地・政令指定都市・中核市	2014年[予算ベース]	備考
豊田市	48.8	
東京・杉並区	49.9	
広島市	52.7	
前橋市	58	
山形市	58.5	
松江市	59	
高崎市	59.3	
豊橋市	60.6	
宇都宮市	61.9	
名古屋市	61.9	
旭川市	62.4	
枚方市	62.7	(2013決算)
岡崎市	62.9	
松山市	63	
豊中市	64.2	(2013決算)
久留米市	64.4	
奈良市	65	
盛岡市	65.1	
静岡市	65.5	
船橋市	66.4	
青森市	67.1	
堺市	68.3	
鳥取市	68.5	
東大阪市	69	
福井市	69.4	
相模原市	69.7	
甲府市	69.7	
熊本市	69.7	
福岡市	69.8	
大津市	69.9	
札幌市	70	
鹿児島市	70.4	
新潟市	70.5	
大阪市	70.5	
大分市	70.5	
浜松市	70.6	
仙台市	70.7	
柏市	70.9	
高槻市	71.1	
京都市	71.4	
横須賀市	71.6	
川越市	71.9	
郡山市	72.2	
さいたま市	72.2	
那覇市	72.8	
長野市	72.8	
千葉市	72.9	
横浜市	73.8	
山口市	74.2	
秋田市	74.6	
宮崎市	74.6	
金沢市	74.9	
川崎市	75	
長崎市	75.8	
いわき市	76.1	
津市	76.2	
和歌山市	76.5	
高松市	76.6	
下関市	77.3	
佐賀市	77.3	
徳島市	77.8	
福島市	78	
水戸市	78.2	
富山市	78.6	
岐阜市	79.2	
函館市	79.6	
倉敷市	79.8	
神戸市	80	(2013決算)
北九州市	80.3	(2013決算)
姫路市	80.8	(2013決算)
岡山市	81.4	(2013決算)
高知市	83.3	(2013決算)
福山市	83.7	(2013決算)
尼崎市	84.2	(2013決算)
西宮市	87.9	(2013決算)

5312

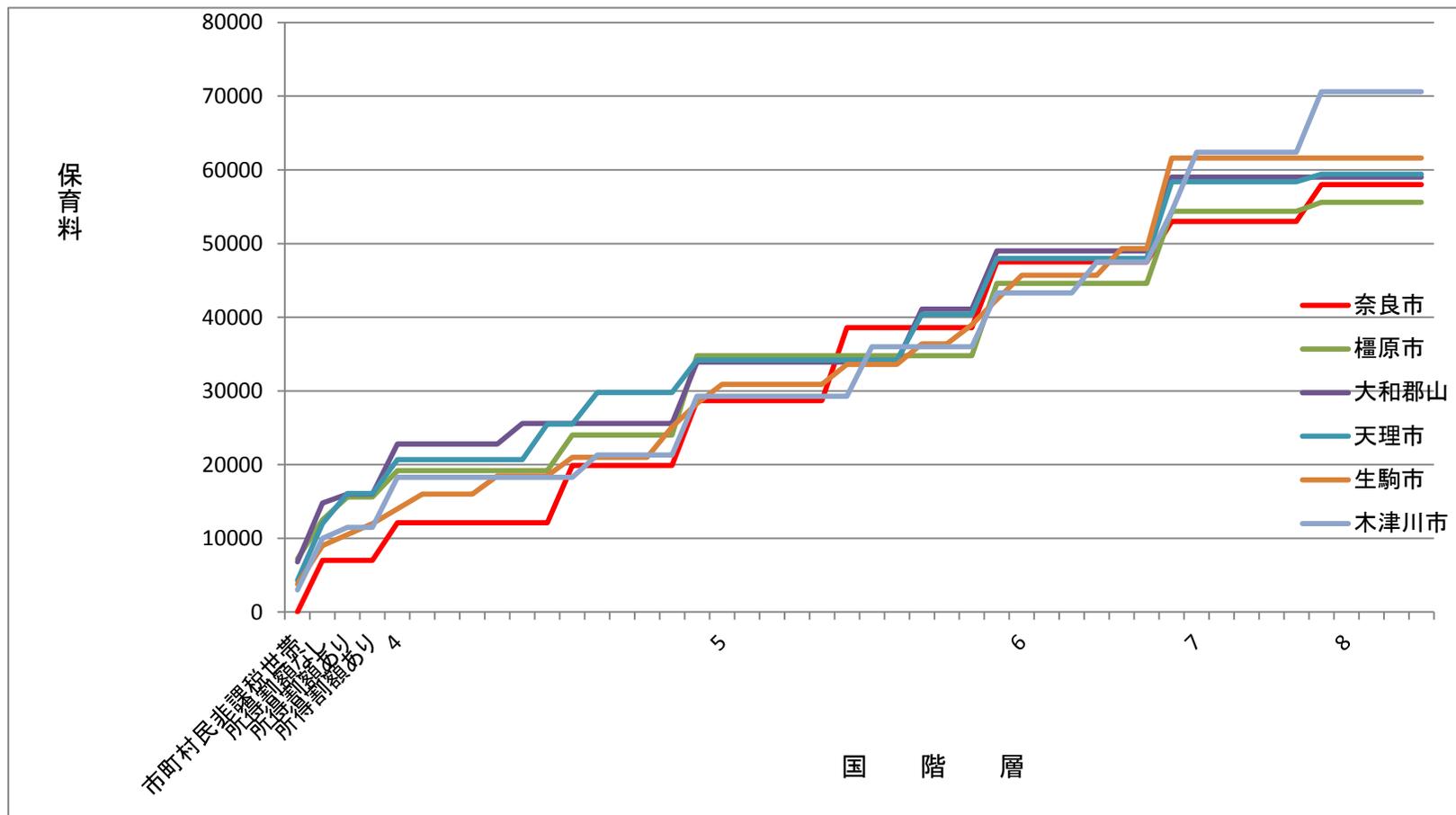
平均 70.8 %

近隣市徴収割合

	木津川市	生駒市	大和郡山市	天理市	橿原市	奈良市
国基準割合に対する徴収割合(現行)%	70	70	75	80	72.2	65

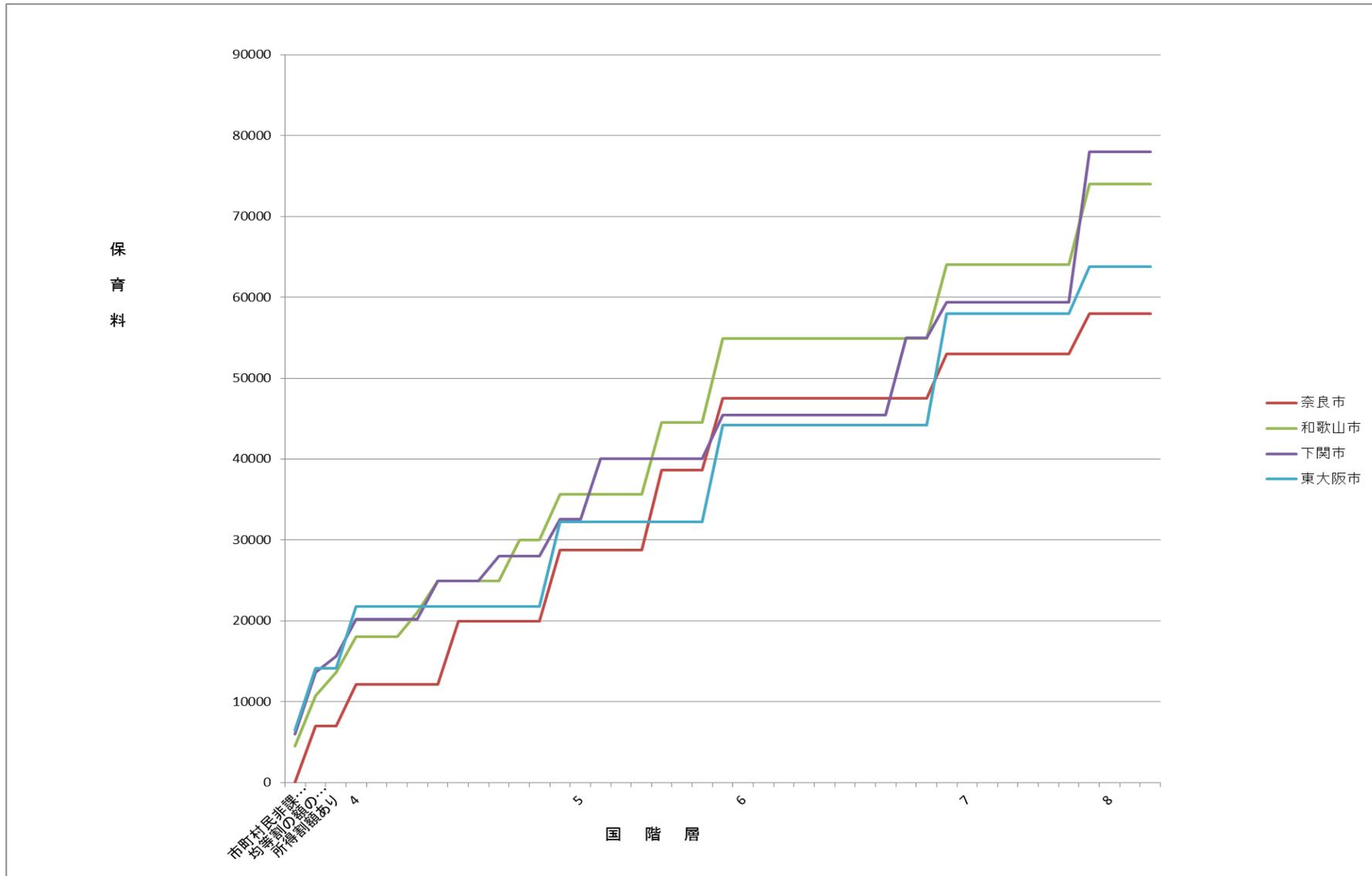
※平成26年9月現在 聞き取り調査による

近隣市保育料比較 (国基準の65.0%)



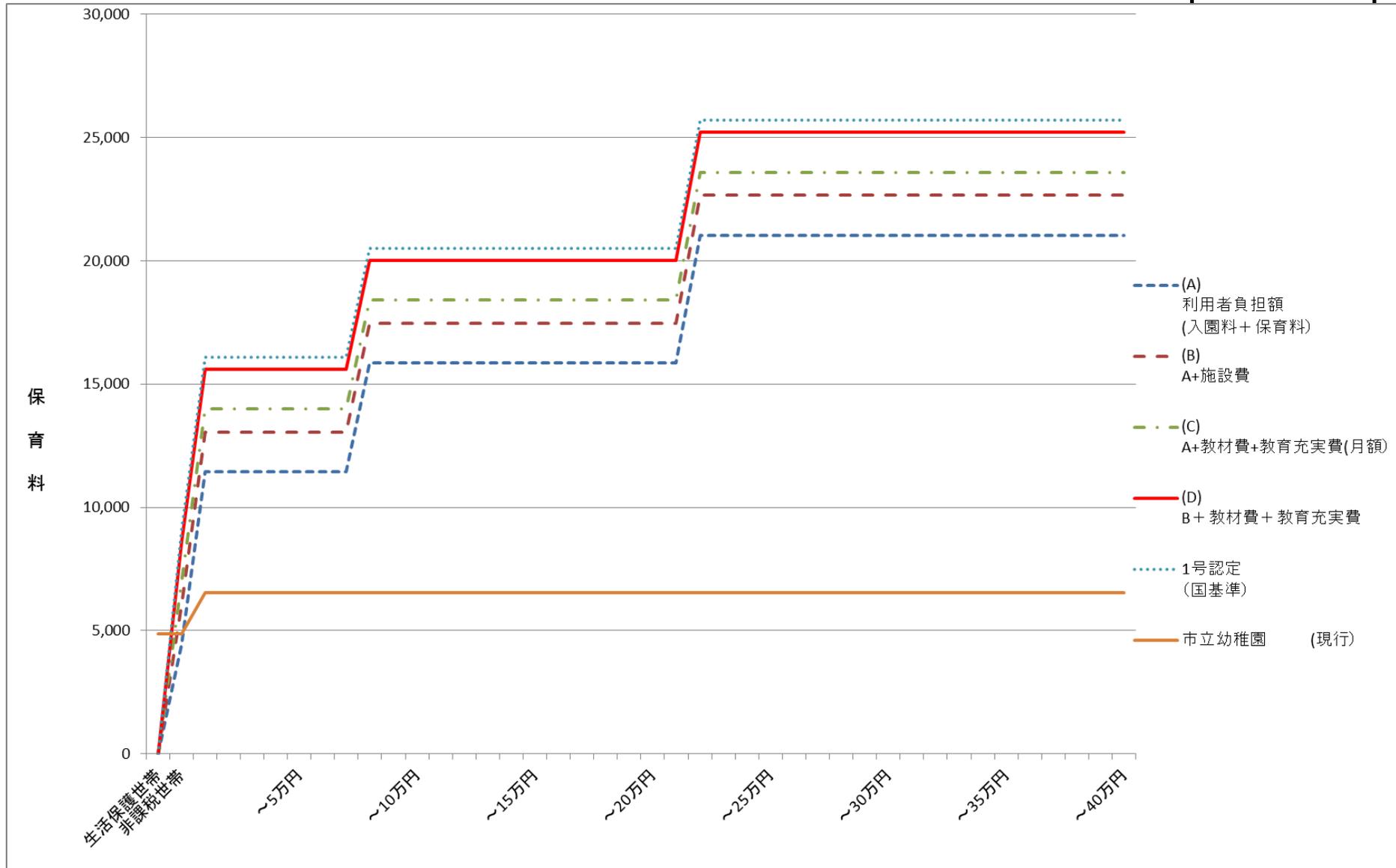
中核市保育料比較(国基準の65.0%)

資料2-4



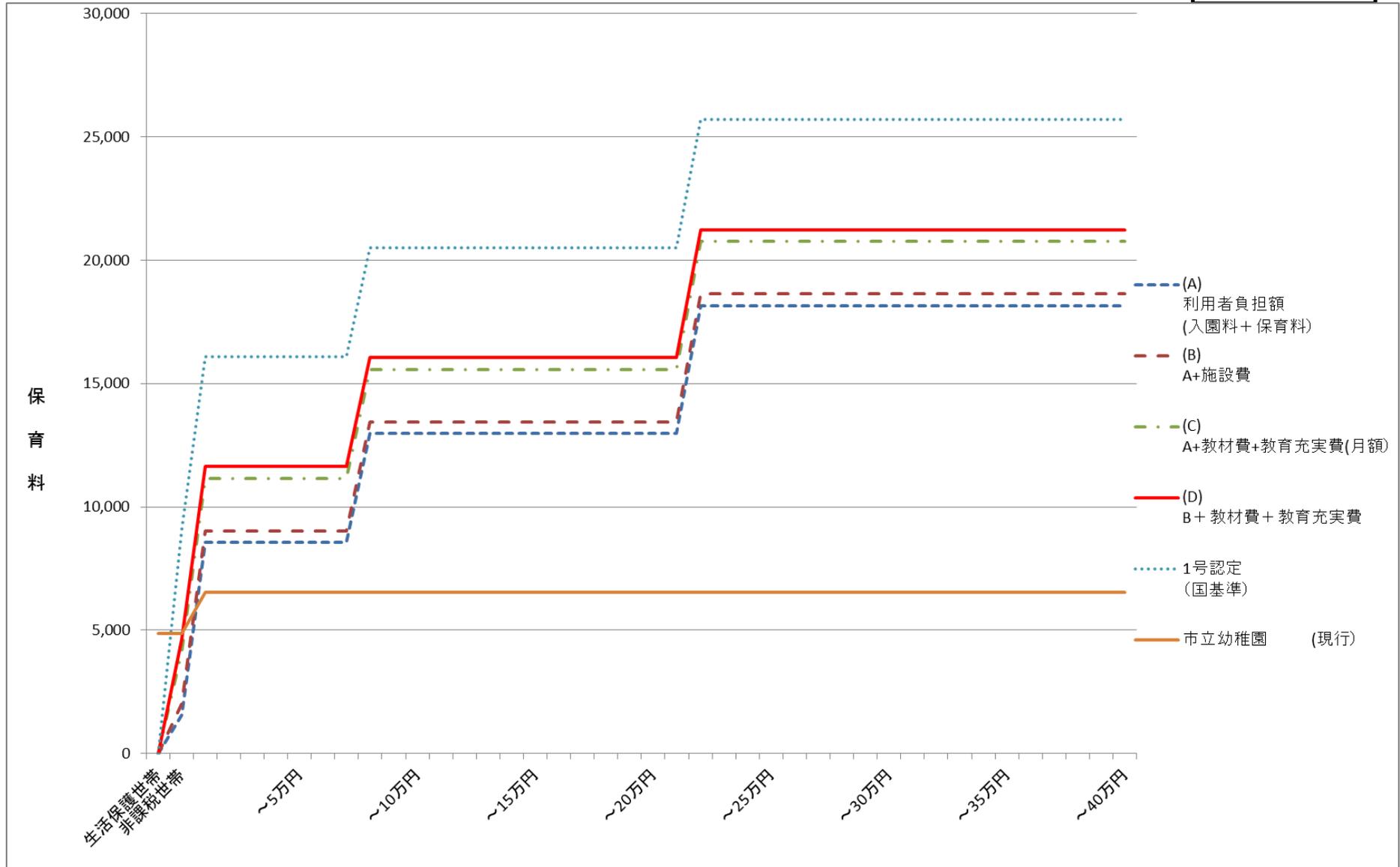
市内15園1号認定子どもの利用者負担額

資料2-5



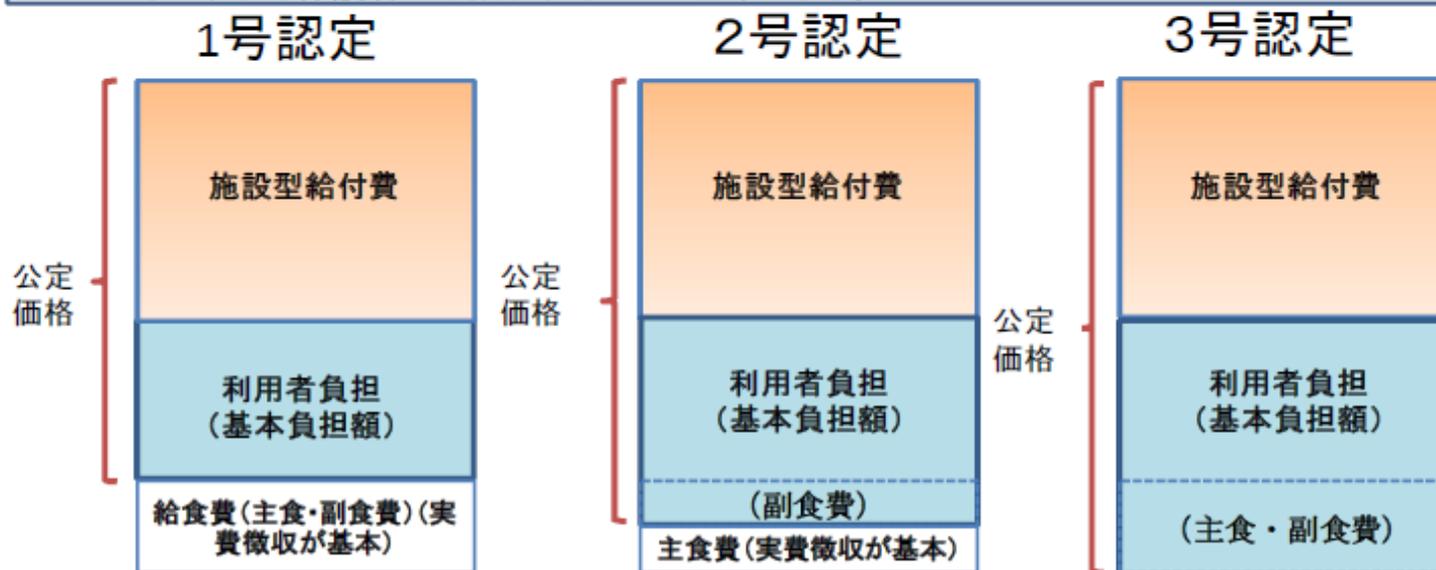
市内12園1号認定子どもの利用者負担額

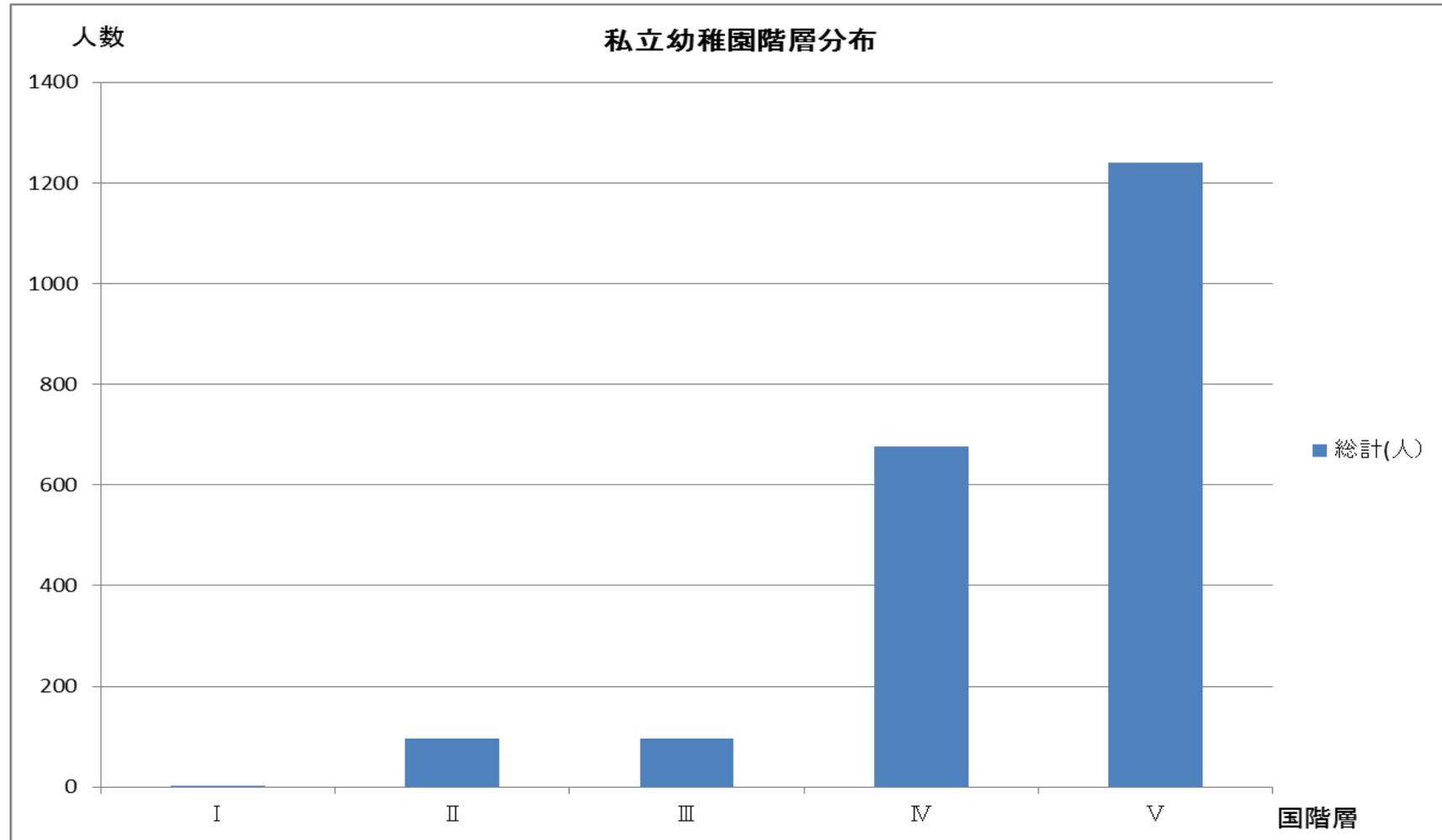
資料2-6



給食費の扱い

- 1号認定については、給食を実施している場合にはその材料費を実費徴収として徴収することを基本とする。
- 2号認定については、公定価格の算定上、副食費に対応したうえで、副食費については利用者負担において、主食費については実費徴収として徴収することを基本とする。
- 3号認定については、公定価格の算定上、主食費、副食費に対応したうえで利用者負担において徴収することを基本とする。
- 以上のとおり、生活保護世帯の2号認定、3号認定の給食費を除き、給食材料費については、いずれも保護者から徴収することが基本となる。

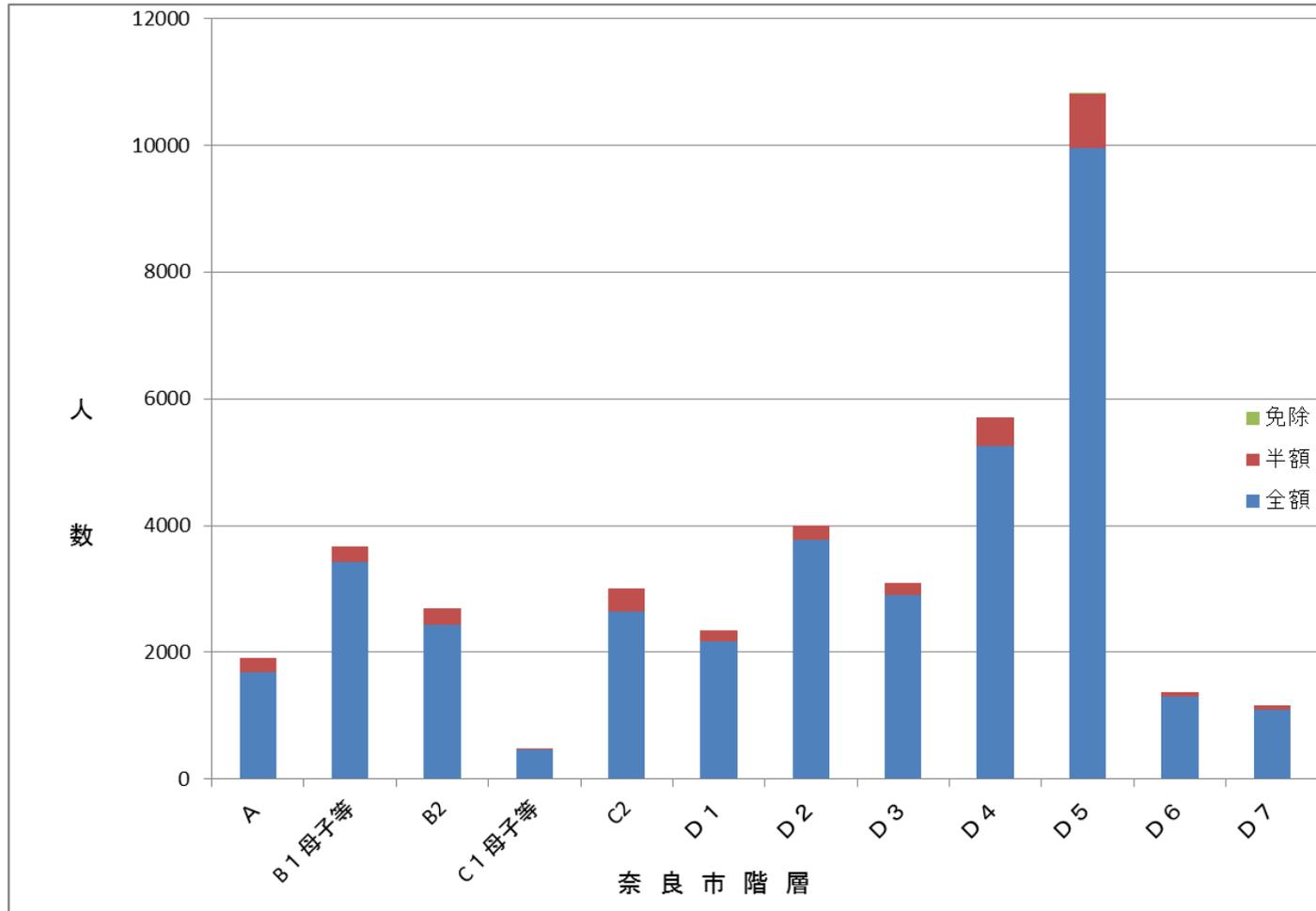




※平成26年度就園奨励費申請数を基に作成。V階層は未申請者数。

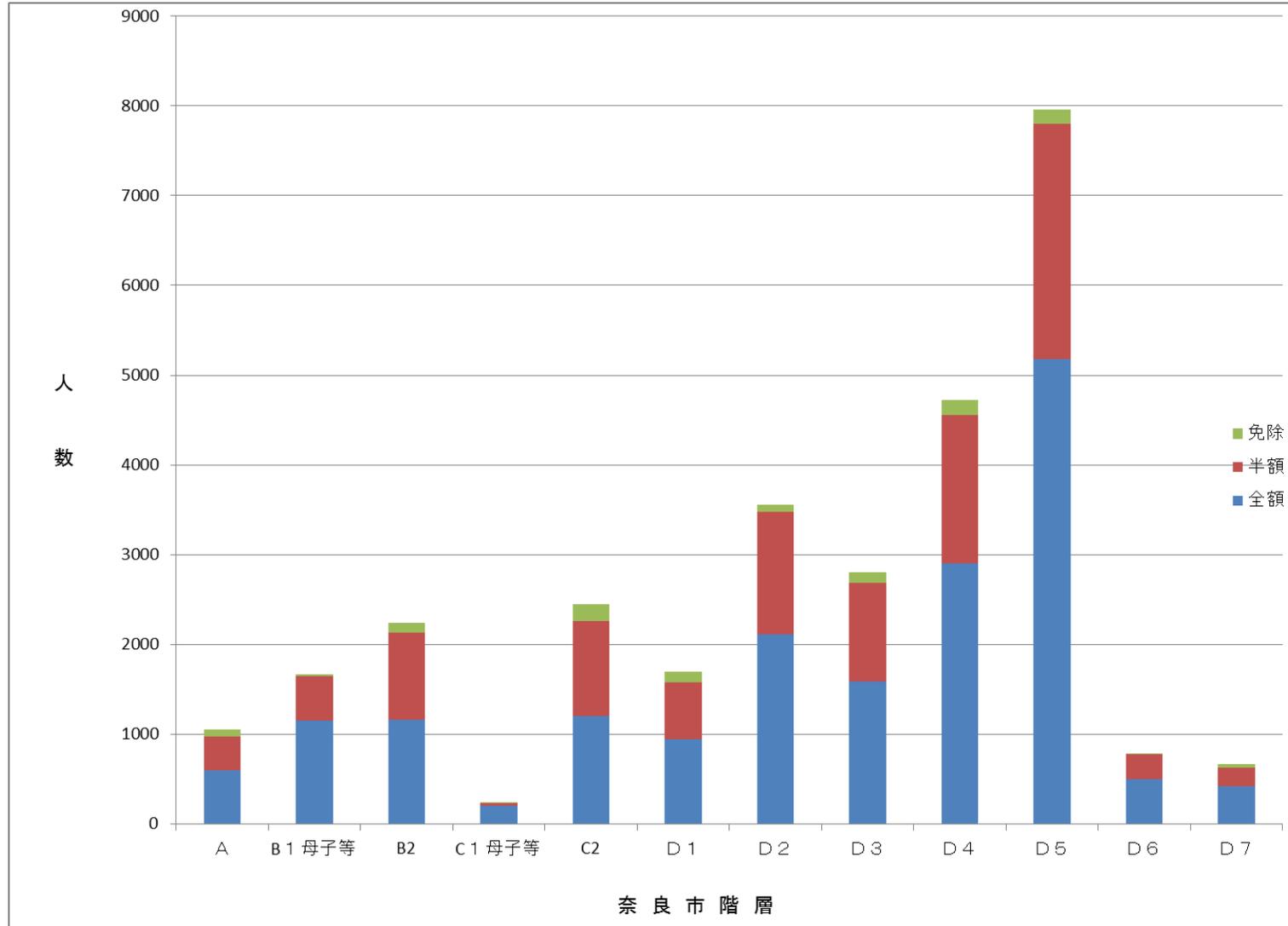
階層名	I	II	III	IV	V
推定年収	生活保護	～260万円	～410万円	～740万円	740万円以上

保育所3歳以上人数分布表【2号】



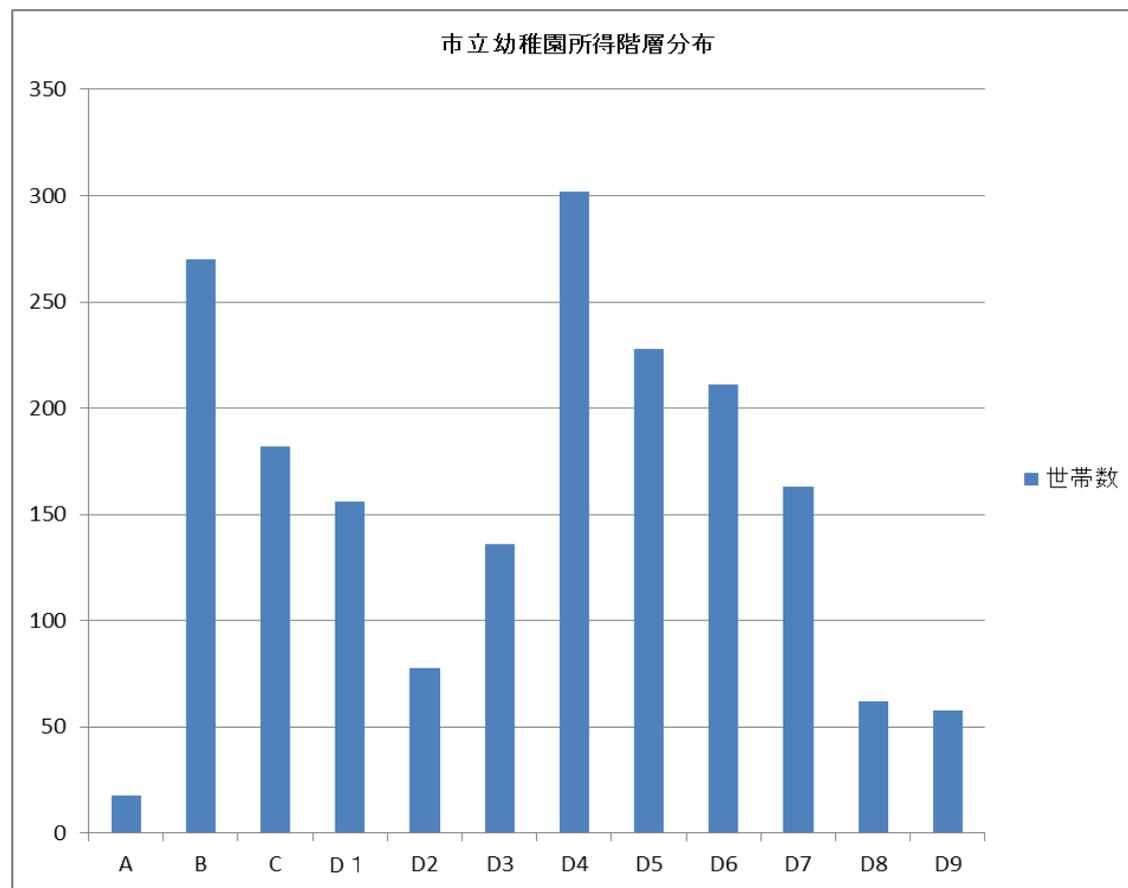
※人数は延べ人数。平成25年度実績。

保育所3歳未満人数分布表【3号】



※人数は延べ人数。平成25年度実績。

階層	備考
A	生活保護
B	市民税非課税
C	所得割課税額48,600円未満
D1	所得割課税額67,000円未満
D2	所得割額税額77,100円未満
D3	所得割額税額97,000円未満
D4	所得割額税額133,000円未満
D5	所得割額税額169,000円未満
D6	所得割額税額211,200円未満
D7	所得割額税額301,000円未満
D8	所得割額税額397,000円未満
D9	所得割額税額397,000円以上



※A階層【生保受給者】の人数は平成26年度就園奨励費申請者の人数から抜粋

奈良市の仮利用者負担額（仮保育料）案 月額表

(平成26年10月10日時点)

階層区分				推定年収	市(案)の保育料 (月額)												
国		市(案)			1号認定 3歳以上				2号認定 3歳以上				3号認定 0～2歳				
1号	2・3号				国基準額	教育標準時間 (認定こども園・幼稚園等)	現行(市立、就園奨励費適用後) 経過措置(市立幼稚園等)入園料5,650円別途あり	入園料5,650円別途あり	国基準額	現行	保育標準時間	保育短時間	国基準額	現行	保育標準時間	保育短時間	
1	1	A	生活保護世帯等	—	0	0	4,634	4,600	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	2	B 1	市民税非課税世帯(母子等)	～260万円	0	0	4,634	4,600	0	0	0	0	0	0	0	0	
		B 2	市民税非課税世帯		9,100	2,100	4,634	4,600	6,000	0	2,300	2,300	9,000	0	3,800	3,700	
3	3	C 1	所得割額 48,600円未満(母子等)	～330万円	15,500	4,700	6,300	6,300	15,500	5,000	5,000	4,900	18,500	7,000	7,400	7,300	
		C 2	所得割額 48,600円未満		16,100	5,200	6,300	6,300	16,300	5,000	6,000	5,900	19,500	7,000	8,400	8,300	
	4	4	D 1-1	所得割額 67,000円未満(母子等)	～380万円	15,500	6,400	6,300	6,300	27,000	8,800	10,500	10,300	30,000	12,100	15,100	14,800
			D 1-2	所得割額 67,000円未満		16,100	6,900	6,300	6,300								
		4	D 2-1	所得割額 77,100円未満(母子等)	～410万円	15,500	6,900	6,300	6,300	27,000	15,500	16,000	15,700	30,000	19,900	21,000	20,600
			D 2-2	所得割額 77,100円未満		16,100	7,400	6,300	6,300								
4	5	D 3	所得割額 97,000円未満	～470万円	20,500	8,700	6,300	6,300	27,000	15,500	18,600	18,300	30,000	19,900	25,100	24,700	
		D 4	所得割額 133,000円未満	～550万円	20,500	10,000	6,300	6,300	41,500	17,700	19,900	19,600	44,500	28,700	30,900	30,400	
		D 5	所得割額 169,000円未満	～640万円	20,500	11,300	6,300	6,300	41,500	19,900	20,600	20,200	44,500	38,600	38,600	37,900	
		D 6	所得割額 211,200円未満	～740万円	20,500	12,600	6,300	6,300	58,000	22,800	22,800	22,400	61,000	47,500	47,500	46,700	
5	6	D 7	所得割額 301,000円未満	～930万円	25,700	14,700	6,300	6,300	58,000	22,800	23,900	23,500	61,000	47,500	49,300	48,500	
		7	D 8	所得割額 397,000円未満	～1130万円	25,700	16,800	6,300	6,300	77,000	25,000	25,000	24,600	80,000	53,000	54,400	53,500
			D 9	所得割額 397,000円以上	1130万円～	25,700	18,900	6,300	6,300	101,000	26,200	26,200	25,800	104,000	58,000	58,000	57,000

給付上限額